

# 官報号外

○第一百四十二回 衆議院会議録 第八号 平成十年九月四日

平成十年九月四日(金曜日)

議事日程 第六号

平成十年九月四日

午後一時開議

第一 労働基準法の一部を改正する法律案(第百四十一回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 労働基準法の一部を改正する法律案(第百四十一回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。  
午後一時三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

の専門的な知識、技術等を有する労働者を新たに確保する場合や高齢者などについて、労働契約期間の上限を三年とするものとすること。  
第二に、効率的な働き方とそれによる労働時間の短縮を実現するため、一年単位の変形労働時間制について、対象期間における労働日数の限度を定めるなどを追加すること、  
第三に、時間外労働を適正なものとするため、労働大臣は、労使協定で定める労働時間の延長の限度等について基準を定め、関係労使は、労使協定を定めるに当たり、「これに適合したものとなるようになればならないもの」とすること、  
第四に、育児または介護を行なう女性労働者について、一定期間、通常の労働者より短い限度の基準を定めるとともに、この期間中に政府は育児または介護を行なう労働者の時間外労働に関する制度の方について検討するものとすること、

第五に、事業運営上重要な決定が行われる事業場における企画、立案等の業務について、労使委員会で、対象となる労働者の範囲、健康及び福祉を確保するための措置等を全員の合意で決議し、行政官庁に届け出ることにより、決議の内容に基づいて裁量労働制の対象とすることができるものとすること、  
第六に、参考人の意見を聴取するなど慎重かつ熱心なり、参考人の意見を聴取するなど慎重かつ熱心な審査が行われましたが、継続審査となつて今国会に至つたものであります。

今国会においては、昨三日質疑を終了し、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党及び社会民主連合の五会派により、新たな裁量労働制度を延長するとともに、労働大臣は時間外労働についての基準を定めることができる」ととするものであります。  
その主な内容は、  
第一に、新商品、新技術の開発等に必要な高度のとすること等についての修正案が共同提出さ

れ、討論の後、採決の結果、本案は修正案とのおり賛成多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。  
なお、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。  
以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

まず、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案について御説明します。

バブル崩壊後七年余りを経過してもなお、不良債権問題は一向に解決せず、株価はバブル後最も値を更新し、日本経済はますます泥沼に沈んでいくばかりであります。金融機関の破綻は、昨年秋には都市銀行や大手証券会社の一角をも巻き込むほどに大きな波になりました。この間、政府は、貸し渡し対策などを大義名分に三十兆円の公的資金の投入を柱とする金融安定化策を打ち出し、三月には、優良銀行に限ると国民に説明しながら、大手銀行に横並びで一兆八千億円余の公的資金を資本注入という形で投入いたしました。

しかし、現在深刻な経営危機に陥っている日本長期信用銀行を見ればわかるとおり、この黒を白と書いてくるめた欺瞞に満ちた資本注入は、不良債権問題を解決するどころか、金融機関のモラルハザードを拡大し、わずか半年足らずの間に、政府保有の銀行株や劣後債で七千億円以上の含み損が発生しました。

金融危機審査委員会は、佐々木委員長の国会答弁でも明らかなように、大蔵省と日銀の検査、考査の結果をうのみにして、わずか九十分の審議で、一兆八千億円余の資本注入を認めてしまいました。こうしたいかげんな審査機関を隠れみのに、バブル紳士やゼネコンの借金は棒引きにし、国民に負担を転嫁しようというのが政府・自民党提出の金融再生六法案の実態であり、まさに国民に対する背信行為にほかなりません。

政府の金融安定化策は相変わらずの護送船団方式であって、我が国金融界のグランドデザインをどのように描くかといった観点は全く欠如いたしております。この金融安定化策を考察したのが、自民党金融システム安定化対策本部長でありました宮澤現大蔵大臣であり、また、当時の外務大臣として三月の資本注入の閣議決定にサインをされたのが小淵現総理大臣であり、橋本内閣の路線を継承して、今日の事態を招いた小淵内閣の政治

(拍手)

責任は極めて重いものと言わざるを得ません。

(拍手) 破綻前処理という新しい言葉をひねり出し、長銀と住友信託の合併支援を名目に、幾らかかるかわからぬが無限に税金で資本注入しようといふ、場当たり、その場のとき、ノールールの政府・自民党の不良債権問題への取り組み、隠べい、先送りの大蔵省主導の金融行政のあり方それ

自体が、今や完全に破綻状態になると私たちは考えます。このような無責任な政策、大蔵省主導の金融行政の体制を続ける限り、我が国金融システムに対する内外金融市場の信頼は永久に取り戻せません。

こうした状況を踏まえれば、二十一世紀の我が国金融業界のグランドデザインを描きつつ、金融危機を管理できる一元的な金融行政の体制を築き、金融機関の破綻処理の枠組みを整備することにより、金融機能の安定とその再生を図ることが必要であります。

本法律案は、こうした考え方方に立って、十三兆円の資本注入の枠組みを定めた現行の金融安定化緊急措置法をきつぱりと廃止し、情報開示など金融再生委員会が定める透明なルールのもとで、金融機関の経営改革を推進し、管理された形で金融機関の破綻処理を行う枠組みを整備しようとするものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るために、新たに総理府に設置される金融再生委員会が主体となって、金融機関の破綻処理をいたしております。その際、破綻処理の原則として、不良債権等の財務内容を開示することや、経営内容が不健全な金融機関を存続させないこと、株主・経営者等の責任を明確にすること、預金者を保護すること、金融仲介機能を維持すること、破綻処理に係る費用を最小化することなどという六つの原則を掲げております。

第二に、金融機関の財務内容等の透明性を確保するため、金融機関に對して、定期的に資産の査定と公表を義務づけることとしております。

第三に、金融機関が破綻した場合に、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融再生委員会が、裁判所の認可を受けて金融整理管財人を選任し、原則として一年間、当該破綻金融機関の業務及び財産の管理を命じることいたしておられます。その際、金融整理管財人は、被管理金融機関を他の金融機関に営業譲渡する等のため、資金の貸し付けその他の業務の暫定的な維持継続や業務の整理合理化に関する方針等に関する計画を作成し、計画の実行に關し必要な措置を講じることとしているほか、被管理金融機関の經營者等の責任を明確にするための措置をとらなければならぬこととしております。

第四に、金融機関が破綻した場合に、他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させるおそれがある場合、または、当該破綻銀行が業務を行っている地域または分野における経済活動に極めて重大な障害が生じるおそれがある場合は、金融再生委員会は、裁判所の認可を受けて当該破綻銀行の特別公的管理を開始することができるることといたします。その際、特別公的管理銀行は、金融再生委員会の承認を得て、資金の貸し付けその他の業務を行うとともに、経営合理化計画を作成し、二〇〇一年三月末までに、営業譲渡や株式の譲渡等によって特別管理を終えることとしたしております。

第五に、公的資金による資本注入を認める金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律は、直ちに廃止することいたしております。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

を設立する等、所要の規定の整備を行いうものあります。

以下にその大要を申し上げます。

第一に、整理回収機構は、破綻金融機関からその営業を譲り受けその整理を行うことや、破綻金融機関からその資産を買い取りその管理、処分を行うこととしております。

第二に、整理回収機構の職員は、必要な場合に、債務者が所有する不動産に立ち入ることができる、債務者が所有する不動産に立ち入ることとしております。

第三に、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構の営業の全部を引き継ぎ、その業務を行うこととしております。

次に、金融再生委員会設置法案について御説明いたします。

本法案は、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るために、金融機関の破綻に対し必要な措置を講じるとともに、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等について検査その他の監督をすること等を主たる任務とする金融再生委員会を設置するものであります。

大蔵省や金融監督庁に対する国民や金融市場の信頼が雲散霧消してしまっている今日、彼らに不良債権問題の解決を託することはもやめできません。金融再生委員会は、隠べい、先送り、国民への負担押しつけを繰り返してきた大蔵省による護送船団行政と決別し、不良債権問題の抜本的解決を図るための施策を講じる主体となるものであります。

第一に、金融再生委員会の所掌事務及び権限を、金融制度の調査、企画及び立案をすること、金融整理管財人により破綻した金融機関を管理すること、破綻した金融機関の特別公的管理に関する

第一に、公的資金による資本注入を認める金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律は、直ちに廃止することいたしております。

第一に、国家行政組織法第三条の規定に基づいて、総理府の外局として金融再生委員会を設置することとしております。

本法律案は、金融機関の破綻の責任を明確にし、破綻の処理を円滑かつ効率的に行うことにより信用秩序の維持に資するため、整理回収機構

ること、銀行業を営む者の検査その他の監督に関する」と定めることとしております。

第三に、金融再生委員会の委員長は、國務大臣をもって充てることとしております。

第四に、國家行政組織法第三条の規定に基づいて、金融再生委員会に金融監督庁を置くとともに、そのもとに証券取引等監視委員会を置くこととしております。

第五に、金融再生委員会に、金融機能再生のための緊急措置に関する法律の規定に基づき預金保険機構が取得する特別公的管理銀行の株式の適正な対価を決定するため、株価算定委員会を置くこととしております。

次に、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について御説明いたし

ます。

本法律案は、金融再生委員会設置法の施行に伴い、銀行業の免許、行政処分等の監督権限を金融再生委員会に移管するため、必要な関係法律の整備を行うためのものであります。

以上が、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、金融再生委員会設置法案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の趣旨であります。

最後に、私たち野党三会派は、情報を開示しないなど、基本的な考え方方が全く間違っている政府・自民党の六法案では、どんなに修正を加えたとしても、適正な金融再生の道筋は描けないものと考えております。野党三会派案の早期の成立こそが、唯一の金融再生、経済再生の道と考えております。

自民党が、この野党案の基本的な考え方を認めています。よりよいものにするために、政府提出法案を取り下げるでも法案修正の協議を呼びかけるといふのであれば、それには積極的に応じていきたいと考えております。この国会で金融再生のための道筋をつけることは、与野党的立場を超えた、国

民に対する政治家の責務であると考えます。自民党には、大胆かつ建設的な妥協を呼びかけたいと思います。(拍手)

その上で、私たちは、金融危機に対処できず迷走している小沢内閣には早期の退陣を求めます。国民に対して巨額の負担をお願いするのであれば、まずみずからが、誤った政策を続けてきた政治責任を明らかにし、きっぱりとけじめをつけることが必要であります。不良債権問題を開いてしまったことを申し上げたいと思います。

このことを申し上げ、私の趣旨説明をこれで終わります。(拍手)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(菅直人君外十二名提出)、金融再生委員会設置法案(菅直人君外十二名提出)、預金保険法の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出)及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(菅直人君外十二名提出)の趣旨説明に対する質疑

○藤井孝男君 ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。藤井孝男君。

〔藤井孝男君登壇〕

○藤井孝男君 私は、自由民主党を代表して、民主党、平和・改革及び自由党の三会派提出の法案について質問をいたします。

現下の経済の状況はまことに厳しいものがあります。バブルの発生と崩壊の過程の中で、長期化する景気の停滞とも相まって、金融機関は多額の不良債権を抱えており、我が国経済が再活性化するためには、その抜本的処理を早急に促していく必要があります。

政府提案は、こうした問題を解決できるとともに

また、ロシアの経済危機等を背景に、世界の市場は極めて不安定な状態にあります。ここ数日の世界の市場を見ても、株価の乱高下、為替の動揺など、世界同時不況の前兆との論評も出てるほどです。そこで、我が国発の金融恐慌を引き起さないというかたい決意のもと、政治主導の責任ある危機管理が今まで求められているものであり、しかも迅速な対応が不可欠であります。立法府の一員として、こうした現下の状況についてどのように認識されているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、ようやく提案されました三会派の法案について質問いたします。

三会派の御提案につきましては、我々として、幾つかの点について危惧するところはあります。が、金融再生に向けた真剣な取り組みの具体化として、今後早急に建設的な議論をしていただきたいと考えております。こうした観点から、大きな問題点に絞って、以下御質問をいたします。

まず第一に、野党案では、公的ブリッジバンクの仕組みがありません。そして、金融整理管財人で対応をすることを原則としております。

しかしながら、金融機関の破綻に際して、民間の引受け金融機関が登場しない場合に、受け皿としての公的ブリッジバンクを用意しないで預金の流出がとまるとは確信できますか。資産の急速な劣化や資金調達困難に陥った破綻金融機関が、善意かつ健全な債務者にどのようにして融資を維持継続できるのでしょうか。また、そのように資産が劣化した場合、公的ブリッジバンクをつなぎとしながら、他の民間金融機関に業務を移管するまで持続できることができると考える理由は何なのでしょうか。また、受け皿金融機関を用意しなければ、結局破綻金融機関の善意かつ健全な借り手の債権も、ほとんどが整理回収銀行に行くこととなってしまうのではないかですか。

民主党的当初案では、一円で株式を買取るとなっていました。さすがにそれは非現実的であるということで今回の御提案になつたのでしょうか。また、受け皿金融機関を用意しなければ、具体的な手続のことを考えた場合、そもそも収用に当たつての正当な対価の算定は可能ですか。また、補償手続には膨大な事務負担とコストを要すると考えられます。が、そうしたことを考えたことがあるのでしょうか。また、株主から訴訟が頻発するおそれがありますが、このような困難

を伴う行政処分を機動的に発動できると本当に考えないのでしょうか。明確な答弁をお願いいたします。

第三に、こうした点はさておいても、現下の問題は、金融システムの危機が発生するのをどのように防ぐかという点にあるはずです。

三会派の御提案では、連鎖破綻等内外の金融システムの機能の維持に重大な支障を生じるおそれがある場合には、破綻金融機関の公的管理ができることになってしまいます。しかし、そもそも破綻まつては取り返しのつかない事態となるので、事前に防ぐ工夫こそが求められているのではないのでしょうか。

また、金融、経済は生き物であります。刻々状況が変わるそしめた金融、経済を日常的にフォローする体制がない裁判所に、危機的な状況を判断することができます。また、二十四時間以内に判断する材料を裁判所は持ち合わせてないので御答弁をお願いします。

以上、私として危惧する点を中心にお尋ねをいたしました。

ただ、冒頭に申し上げましたとおり、世界の市場が不安定な状況の中、金融再生法案の処理が長引けば、我が国が世界的な経済危機に追い打ちをかけることにもなりかねません。重ねて申し上げますが、今こそ、ともに英知を結集し、政治主導の責任ある危機管理が求められており、迅速な対応が不可欠であります。いずれにせよ、重要なことは、現在の危機的な状況を打破するために、いたずらに日にちを費やすのではなく、早急に結論を得るということです。

そうした観点から、三会派の御提案の法律案について、その内容を十分に検討していかないと考えておりますことを再度申し上げ、私の質問を終ります。(拍手)

[伊藤英成君登壇]

○伊藤英成君 藤井孝男議員にお答えをいたします。

まず、ロシア・ルーブル危機など、現下の状況をどう認識しているかとのお尋ねがありました。

ロシア・ルーブル危機やアジアの経済危機は、欧米諸国や中南米諸国の株式、為替市場の動揺を誘っています。特に、これまで世界経済の牽引役であった米国の株式市場に不透明感が漂っています。世界経済に深刻なダメージを与えるおそれもあると言わなければなりません。世界第二位の経済規模を持つ我が国が果たすべき役割と責任は、極めて重いものと考えております。

次に、破綻銀行の全株式を強制買収することとしているが、どのような根拠に基づいてこれを認めることとするのかというお尋ねがありました。

銀行業は内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ営むことができず、銀行業の免許を受けるには、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有することが必要であります。

したがって、破綻した銀行は銀行業の免許を失うことになりますから、破綻銀行の株式もその財産価値を失います。しかし、大手銀行が連鎖破綻した場合等の金融システムに与える影響の大きさを考えると、場合によっては破綻銀行を公的管理下に置くことも考えなければなりません。とはいえる、その銀行は破綻したのでありますから、その瞬間、株式は無価値になってしまいます。

このように、国による破綻銀行の株式の強制取扱いは、金融システムの維持という公共の福祉のために正当な補償のもとに收回するものでありますから、憲法第十九条第三項で言う財産権の侵害を得るということです。

次に、收回決定と同時にその権利が失われるとすれば、金融システムの維持という公共の福祉のために正当な補償のもとに收回するものでありますから、憲法第十九条第三項で言う財産権の侵害を得るということです。

次に、收回決定と同時にその権利が失われるとすれば、銀行株取引の安全を著しく害するのではないか、また、これによって銀行の株価が暴落す

るおそれがあるのではないかというお尋ねがありました。

株式会社が倒産すれば株券が紙くずになるのは資本主義の大原則であり、銀行株の安全性も一般事業会社株と何ら変わりありません。財務内容が健全で、情報開示が徹底されている銀行の株式は、破綻の心配がないのでありますから、安全性を害するということはありません。財務内容が健全でなく、情報開示がなされていない銀行の株式に対する不安が高まるることはあるかもしれません。世界第二位の経済規模を持つ我が国が果たすべき役割と責任は、極めて重いものと考えております。

次に、収用に当たって、正當な対価の算定は可能かというお尋ねがありました。

預金保険機構が特別公的管理銀行の株式を取得する際には、金融再生委員会の定める算定基準に基づいて、株価算定委員会が適正な対価を定めることとしております。具体的な算定基準としては、株価の算定方法として一般的に用いられる方法、例えば、純資産の金額から株価を算定する方法、例えば、純資産額方等により決定することになるものと考えております。

次に、特別公的管理銀行の株主であった者に対する補償手続に膨大な事務負担とコストを要するのではないかというお尋ねがありました。

政府・自民党は、実質的に破綻していると思われる長銀に対し、公的資金を投じて救済しようとしておりますが、このやり方の方がコストがかかるのは明らかであります。なぜなら、当然責任を問われて損失を負担しなければならないはずの株主も、長銀が救済されることによって救われてしまふからであります。また、補償手続にかかる事務負担コストは、通常の会社が倒産した場合に配当を支払うのと同じであり、膨大なものになることは考えておりません。

[坂口力君登壇]

○坂口力君 私の方からは一点だけお答えをさせさせていただきたいと思います。

裁判所に判断を任せることができるのかとの御指摘ございましたが、野党三会派案では、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分、及び特別公的管理の開始の決定について裁判所の認可を求めることがないとしておりますが、裁判所は、金融再生委員会の申請が法律の要件に該当するか否かの判断をするものであり、十分に判断できるものと考えております。

また、裁判所は、金融再生委員会から申請のあった場合、申請のあった日またはその翌日において判断することといたしておりますが、判断の

当然のことであります。また、内閣総理大臣が統した銀行の免許を取り消すことは、銀行法によつて認められており、先ほど述べたとおり憲法に適合しているので、これに対して株主が訴訟を起こしても、株主側に道理はありません。したがって、株主から訴訟が頻発すると考えられず、おっしゃるような懸念はないものと認識をしております。

次に、破綻前処理の工夫こそ求められているのではないかというお尋ねがありました。

政府・自民党の言う破綻前処理とは、要するに、破綻の危機にある銀行の救済、延命であります。我々は、本法律案の中で金融機能安定化法の廃止をうたっており、政府・自民党の言う破綻前処理には賛同できかねます。

確かに、大手銀行の破綻を放置すれば金融システムは動搖しますが、適切な措置を講じて管理された破綻処理を進めれば、破綻銀行を整理清算しても何ら問題は起きません。破綻前処理ではなくあえて破綻前対策というなら、早期は正措置の厳格な発動や、政府系金融機関、信用保証協会の拡充等で事足りると考えております。

確かに、大手銀行の破綻を放置すれば金融システムは動搖しますが、適切な措置を講じて管理された破綻処理を進めれば、破綻銀行を整理清算しても何ら問題は起きません。破綻前処理ではなくあえて破綻前対策というなら、早期は正措置の厳格な発動や、政府系金融機関、信用保証協会の拡充等で事足りると考えております。

残るお尋ねは坂口議員、野田議員よりいたしました。(拍手)

○坂口力君 私の方からは二点だけお答えをさせさせていただきたいと思います。

裁判所に判断を任せることができるのかとの御指摘ございましたが、野党三会派案では、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分、及び特別公的管理の開始の決定について裁判所の認可を求めることがないとしておりますが、裁判所は、金融再生委員会の申請が法律の要件に該当するか否かの判断をするものであり、十分に判断できるものと考えております。

また、裁判所は、金融再生委員会から申請のあった場合、申請のあった日またはその翌日において判断することといたしておりますが、判断の

官報 (号外)

材料は金融再生委員会が用意するものと想定をいたしているところだと思います。

以上でござります。(拍手)

〔野田毅君登壇〕

○野田毅君 一、点お答え申し上げます。

まず、ブリッジバンクに移行しなければ破綻金融機関から預金流出がとまらないのではないかとのお尋ねがありました。

議員御承知のとおり、現在、預金保護という形で全額預金は保護されておりまることは御承知のとおり。したがって、預金が全額破綻金融機関から流出するような事態は到底考えにくい事柄であると思います。

なお、この点は、政府提案のブリッジバンク法案においても同じ問題ではないかと思っておりまます。そもそも十七兆円のお金を使うということを決定したということは、すなわちそういうことに対処するためにつくった法案であったと考えております。

いずれにせよ、破綻金融機関は最終的に清算することをいたしておりますので、預金は、預金者に払い戻されることになるか、他の金融機関へ譲渡されることになります。

次に、ブリッジバンクなしでは官業譲渡に支障を来すのではないか、また、善良かつ健全な借り手まで整理回収銀行に行くことになるのではないかとのお尋ねであります。が、破綻処理が長引けば資産が劣化することは御存じのとおりであります。業務監督のための時間稼ぎにブリッジバンクを利用するのではなく、一刻も早く清算することが必要であると考えます。

また、我々三会派は、破綻金融機関と取引をしていた他行へ行けない第二類債権に分類される融資先対策として、信用保証協会による保証を付いたしておりますため、まず、この破綻金融機関の迅速な清算にも資するものと考えております。次に、本法案より政府案の方がすぐれているの

ではないかとのお尋ねがありました。

我々は、政府提出法案によるブリッジバンク制度は不要ない、廃案すべきであると考へております。

金融機関の破綻時において特に留意するべき点は、預金者、借り手、決済システムであります。

預金者は全額保護されております。また、借り手については、信用保証制度を改革することにより十分対応可能であります。また、政府提出のブリッジバンク法案においても、決済システムの維持に日銀及び国が責任を持つ点は変わりません。

逆に、ブリッジバンクをつくってしまえば、良質な借り手は迷避し、最終的に不良債権だけが残り、公的資金の際限ない投入につながるため、問題点の方が多いと考えます。

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表して、野党三党提出の金融機能再生のための緊急措置に関する法律案など四案の基本点について質問いたします。

まず、國民の圧倒的多数が反対する日本長期信用銀行への公的資金投入問題についてであります。野党三党提出の金融機能再生のための緊急措置に関する法律案など四案の基本点について質問いたします。

以上です。(拍手)

これまでの審議を通じて明らかになったことはあり得ず、シ

は、既に破綻してしまった金融機関、著しく経営が悪化した金融機関以外はどこでも公的資金の投入が可能だというのがこの法律と審査基準なのであります。この法律がある限り、長銀問題のように、政府の勝手な理屈づけでどんな銀行にも税金を投入でき、税金投入が限りなく拡大することになります。

提案者の三党は、さきの国会で、いずれもこの法案に反対の態度をとりました。今回提案の金融再生法案では、附則で同法を廃止することとしています。首尾一貫した態度であり、評価したいと思います。(拍手)

そこで、三党それぞれに質問をいたします。

この法案が成立すれば、これによつて十三兆円の銀行への税金投入の根拠がなくなりますね、念のためにお聞きをいたします。したがつて、今問題になつてゐる長銀への税金投入は、この法案の立場とは両立しないものと考へてよろしいですね。

政府は、長銀に対して六千億円とも一兆円とも言われる莫大な公的資金を投入しようとしています。しかし、これほど道理も根拠もない計画はありません。

この三月、長銀を健全銀行だとして、政府は一千七百六十六億円もの公的資金を投入しました。長銀が本当に健全な銀行であつたとしたなら、さらに力をつけたはずであります。それが、半年もたたないうちに、長銀に公的資金を投入しなければ、長銀が破綻する、金融システムが危うくなれば、日本発の金融恐慌を起こしてはならないなど

超過に非常に近づいているケースは対象にならぬ

い、吸収合併されるような銀行は対象にならないなど

いうものであります。今から見れば、長銀の

ようなケースは絶対に公的資金を投入しない、あ

くまでも健全銀行が対象だというの、文字どおりの表看板であります。ところが、でき上がり

た法律とそれに基づく審査基準なるものは、この

説明とは似ても似つかないものとなつたのであり

ます。

最終的に債務不履行が起こることはあり得ず、システム全体の危機につながることはあり得ませ

ん。それをシステム不安になるなどと政府が先頭を切つて金融不安をあおるのは、最も悪質な税金投入の口実づくりであります。

我が党は、このような道理も根拠もない税金投入に断固反対するものであります。我が党は、去る八月二十七日、金融機関の不良債権及び破綻処理についての日本共産党の提案を発表しました。その最も基本的な立場は、金融機関の不良債権処理あるいは金融機関の破綻処理にいかなる形であれ国民の血税を使ってはならず、それは金融業界の自己責任、自己負担によってなされるべきであるということであります。

金融機関の不良債権や破綻は、バブルに陥った個々の金融機関と金融業界の責任であつて、国民には何の責任もありません。国民の負担で不良債権や銀行の破綻を処理するとなれば、銀行や銀行業界は限りなくそれに依存することになります。

金融機関と金融業界の自己責任、自己負担の原則を貫いてこそ、必要な費用を最小限に抑え、金融システムの本当の意味での安定と信頼を回復できると考へるものであります。

提案者にお聞きをいたします。このような金融業界の自己責任、自己負担の原則についてどのようにお考へでしようか。法案には破綻銀行の公的管理という処理が含まれていますが、これによる公的資金、税金の投入はどのようになるのでしょうか。金融機関の自己責任はどうなるのでしょうか。

法案が金融機関の破綻処理の一つとして挙げている、破綻処理に係る費用が最小限になるようになると、いう原則は、法律に則して言えば、どのようなメカニズムで、どのように作用することになつているのでしょうか。

私たち、銀行業界の自己負担の原則に立てば、国が果たすべき役割と銀行業界が果たすべき役割をしつかり区分し、整理することが重要だと

考えております。政府の役割は、金融機関への検査、監視、指導に限定されるべきであります。破綻処理に税金を投入するなどは、やってはならないことです。要するに、公的機能を持つ金融機関に対し、「口は出すが金は出さない」ということ、これが政府のあるべき姿だと考えるわけであります。

ところが、これまでの政府の対応は、銀行を厳しくしつけるという肝心なことは何もやらず、他方では、住専問題処理への税金投入、三十兆円の税金投入計画の策定、二十一行への一兆八千億円の税金投入などなど、やってはならないことばかりやつて、国民の利益を損ねてきたのであります。提案者は、これまでの政府のこういう対応について、どのような見解を持っておられるでしょうか。

また、この問題での政府のるべき役割についてどう考えますか。提案されている法案では、政府の果たすべき役割と金融業界の果たすべき責任が、どう区分されているのでしょうか。

以上、法案の基本にかかる幾つかの問題をお聞きして、私の質問を終わります。(拍手)

〔伊藤英成君登壇〕

○伊藤英成君 佐々木憲昭議員にお答えをいたし

ます。

長銀に対する税金投入について、民主党の基本的な考え方を伺いたいとのお尋ねがありました。まず、政府が幾ら不足しようとも、長銀は実質的に破綻していると認識をしております。したがって、政府・自民党が強行しようとしている長銀に対する税金投入は、明らかに長銀救済であり、金融機能安定化法に違反すると考えております。民主党は、銀行救済のための公的資金の投入には一貫して反対しており、その姿勢はがら変わることはありません。ただし、仮に長銀が破綻した場合、預金者保護のために税金を投入することは、二〇〇一年三月末まではやむを得ないと考へております。これまで銀行は経営内容をきちんと

対して直ちに自己責任原則を押しつけるのではなくエアではないと考えております。

次に、金融機能安定化法の廃止によって長銀への税金投入はできなくなるのかとのお尋ねであります。

おっしゃるとおりであります。

次に、本法律案には破綻銀行の公的管理という処理が含まれているが、これによる公的資金、税金の投入はどのようになるのか、金融機関の自己責任はどうなるのかというお尋ねがありました。

金融機関の不良債権の実態が思ったほどひどくなく、金融機関の自己責任、自己負担の範囲内で預金者保護が可能であるならば、公的資金を投入する必要はありませんし、投入すべきであります。しかし、我々の認識では、不良債権の実態は相当に深刻であり、金融機関の自己責任、自己負担で解決しようとするすれば、預金者が犠牲になるおそれが大きいと言わざるを得ません。したがって、預金者保護の範囲において公的資金を投入するのはやむを得ないと考えます。

本法律案の特別公的管理というスキームは、そうした立場に立って、預金者保護のために公的資金を投入するものです。それとは別に、健全な債務者に対する融資業務を継続するため、つまり、

長銀の財務状況は債務超過ではないとされておりますが、情報開示については全く不透明で、経営者責任とリストラ策も必ずしも徹底されたものではありません。政府の対応は、実際は長銀の抱える不良債権処理のための支援策だと考へざるを得ないのであります。我々は、金融機関の常識として、徹底した情報の開示、経営者、株主等の責任の明確化、リストラの断行が当然だと考えております。その意味で、今回の政府の日本長期信用銀行への対応を含め、反対であります。

金融安定化緊急措置法の廃止に関するお尋ねについてお答えをいたします。

本法案で金融安定化緊急措置法が廃止されれば、当然ながら、同法に基づく長銀への公的資金投入はできなくなります。また、本法案では、金融安定化緊急措置法を廃止し、モラルハザードを招くような銀行への資本注入はやめるという趣旨であります。

次に、金融機関の破綻処理の原則の一つとして挙げている、破綻処理に係る費用が最小限になるようにすることという原則は、法律に則して言えば、どのようなメカニズムで、どう作用することになっているのかというお尋ねがありました。

破綻処理に係る費用を最小化するという原則の具体策は、国が破綻銀行の株式を取得する際に株主に損失を負担させることや、特別公的管理終了後、営業譲渡や株式売却を行うことにより、売却

益を国庫に納入すること、経営者に民事上の責任を負わせること等により、実現できるものと考えております。

残余の答弁は、坂口議員、野田議員よりいたします。

以上です。(拍手)

〔坂口力君登壇〕

○坂口力君 佐々木議員にお答えをしたいと思ひます。

日本長期信用銀行への公的資金投入について御質問をいたしました。

金融危機管理勘定から導入されます資本注入は、政府がこれまで、健全な銀行にのみ注入する、不良債権処理には使わないと明言をしてきたものであり、全く自己矛盾と言わなければなりません。

長銀の財務状況は債務超過ではないとされておりますが、情報開示については全く不透明で、経営者責任とリストラ策も必ずしも徹底されたものではありません。政府の対応は、実際は長銀の抱える不良債権処理のための支援策だと考へざるを得ないのであります。我々は、金融機関の常識として、徹底した情報の開示、経営者、株主等の責任の明確化、リストラの断行が当然だと考えております。その意味で、今回の政府の日本長期信用銀行への対応を含め、反対であります。

金融安定化緊急措置法の廃止に関するお尋ねについてお答えをいたします。

本法案で金融安定化緊急措置法が廃止されれば、当然ながら、同法に基づく長銀への公的資金投入はできなくなります。また、本法案では、金融

とを考えましたとき、破綻処理において、預金者保護等の場合には、公的資金の投入を含め機動的、積極的に対処すべきだと考へております。

以上、お答えを申し上げます。(拍手)

〔野田毅君登壇〕

○野田毅君 端的に二点お尋ねがございました。

三法案が成立すれば十三兆円の銀行投入の根拠はなくなりますね、この質問であります。公的資金の投入の根拠はなくなるか。イエスであります。この法案と長銀税金投入は両立しないですね。イエスで、つまり英語で言えばノーであります。つまり、両立しないということであります。

それから、金融行政における政府の役割等についての御質問がございました。

政府は、不良債権問題に決着をつけないまま、金融ビッグバンを開始いたしました。政策手順の説明は明らかであります。その結果、銀行のみならず、証券、生保各社は、世界規模の再編の中での生き残りと不良債権処理を同時に進めなければならぬという大変な困難に直面しております。

金融システムの安定とは、金融機関の健全化といふことにはかなりません。ビッグバン開始後の政府は、不良債権問題に決着をつけないまま、

金融ビッグバンを開始いたしました。政策手順の説明は明らかであります。その結果、銀行のみならず、証券、生保各社は、世界規模の再編の中での生き残りと不良債権処理を同時に進めなければならぬという大変な困難に直面しております。

金融システムの安定とは、金融機関の健全化といふことにはかなりません。ビッグバン開始後の政府は、不良債権問題に決着をつけないまま、

金融ビッグバンを開始いたしました。政策手順の説明は明らかであります。その結果、銀行のみならず、証券、生保各社は、世界規模の再編の中での生き残りと不良債権処理を同時に進めなければならぬという大変な困難に直面しております。

金融システムの安定とは、金融機関の健全化といふことにはかなりません。ビッグバン開始後の政府は、不良債権問題に決着をつけないまま、

金融ビッグバンを開始いたしました。政策手順の説明は明らかであります。その結果、銀行のみならず、証券、生保各社は、世界規模の再編の中での生き残りと不良債権処理を同時に進めなければならぬという大変な困難に直面しております。

金融システムの安定とは、金融機関の健全化といふことにはかなりません。ビッグバン開始後の政府は、不良債権問題に決着をつけないまま、

金融ビッグバンを開始いたしました。政策手順の説明は明らかであります。その結果、銀行のみならず、証券、生保各社は、世界規模の再編の中での生き残りと不良債権処理を同時に進めなければならぬという大変な困難に直面しております。

金融システムの安定とは、金融機関の健全化といふことにはかなりません。ビッグバン開始後の政府は、不良債権問題に決着をつけないまま、

金融ビッグバンを開始いたしました。政策手順の説明は明らかであります。その結果、銀行のみならず、証券、生保各社は、世界規模の再編の中での生き残りと不良債権処理を同時に進めなければならぬという大変な困難に直面しております。

融危機をもたらしていることは、もはや論をまらせん。加えて、不良債権の処理には信用収縮などデフレ圧力を伴います。不良債権処理には経済政策のバックアップが必要であるにもかかわらず、政府がデフレ政策をとり続けたために、逆に不良債権を積み上げ、問題を深刻化させてまいりました。また、不良債権問題の決着をつけずにビッグバンを開始したため、貸し渋りを初めとする混乱を招いてしまいました。

これらの意味においても、金融機関の自己責任原則、市場メカニズムを尊重し、行政介入を減らすことこそが、透明性を高め、信頼を取り戻す唯一の方策であると考えます。また、景気回復最優先政策をとるべきであります。ただし、預金者の保護、システムリスクの回避、破綻金融機関の借り手支援に万全を期すのは政府の役割であると考えます。今回提出いたしております法案も、その考え方方に沿ったものであります。

以上であります。(拍手)

## ○議長(伊藤宗一郎君) 秋葉忠利君。

〔秋葉忠利君登壇〕

○秋葉忠利君 社会民主党・市民連合を代表して、野党三会派提出の金融再生のための四法案について、提出者に質問いたします。大変短い時間内に国家存亡の危機とも言える問題についての質問をいたしますので、單刀直入に本題に入ります。

第一に、社民党はかねてから、財政、金融の完全分離を主張してまいりました。その観点から、三会派案で金融再生委員会という大蔵省から独立した第三者機関を創設し、そこに大蔵省の金融企画局を移すことに賛成いたします。同時に、今日の金融が著しく国際化していることを考へると、国際局、これは從来の国際金融局ですが、これも金融再生委員会に移すべきではないのでしょうか。まず、この点について、野党三会派の考え方を伺いたいと思います。

加えて、三月の公的資金投入の決定に当たって、金融危機管理審査委員会の判断は事実の把握と客觀性において不十分であり、その結果、当時政策のバックアップが必要であるにもかかわらず、政府がデフレ政策をとり続けたために、逆に不良債権を積み上げ、問題を深刻化させてまいりました。また、不良債権問題の決着をつけずにビッグバンを開始したため、貸し渋りを初めとする混乱を招いてしまいました。

これらの意味においても、金融機関の自己責任原則、市場メカニズムを尊重し、行政介入を減らすことこそが、透明性を高め、信頼を取り戻す唯一の方策であると考えます。また、景気回復最優先政策をとるべきであります。ただし、預金者の保護、システムリスクの回避、破綻金融機関の借り手支援に万全を期すのは政府の役割であると考えます。今回提出いたしております法案も、その考え方方に沿ったものであります。

以上であります。(拍手)

その原因、いろいろありますが、私たちは、預金保険機構そのものが大蔵省の認可法人であり、預金保険機構の監督権限等も金融再生委員会に移すべきだとする点が重要だと考えます。となると、預金保険機構の監督権限等も大蔵省の意向を無視しては存続できない組織である点が重要だと考えます。なるべく、預金保険機構の監督権限等も金融再生委員会に移すべきだとする結論になりますし、同様な理由で、日本銀行の監督等も、大蔵省ではなく金融再生委員会で行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、大手銀行などがつぶれれば、社会的、経済的に大きな影響を生ずることは言うまでもありません。こうした大手銀行の破綻に際して、三会派案では、国が全株を取得して公的管理に移すことになってしまいます。事の重要性にかんがみて、このような手段の必要性は理解できますが、同時にデューブロセス、すなわち、法的な批判にたえ得る手続をきちんととることも重要です。

特に、この視点から、土地收用委員会の役割、機能をあくまでも尊重すべきだと主張し、沖縄特措法に反対した社民党としては、このことにこだわらざるを得ません。三会派案がこの点で必要十分な条件を備えているかどうか、以下お聞きしたいと思います。

三会派案では、確かに金融再生委員会の判断の客觀性を担保するため、あらかじめ司法の判断を仰ぐことになっております。その一環として、高度に政治的な判断、例えば日本経済に重大な影響があるかどうかを司法にゆだねられています。その上、この判断は二日間で下すことになってしまっています。日本の司法制度が世界に冠るものだとして、そもそも政治的判断を司法にゆだねることが適切なのかどうか。仮に適切だとしても、これほどの短期間に高度に政治的な判断ができるようない環境が整っているのかどうか、慎重に考慮すべし点だと思います。

私は、こうした国民の英知を結集して行うべきと客觀性においては、国会を通じた国民のコンセンサスが及ばない司法に任せられるのではなく、主権者である国民の意思が最優先されるべきだと考へます。この点についても、三会派案では当然何らかのメカニズムを想定しておられるはずですが、どのように国民の意思が反映されるのか、御説明いただきたく存じます。

第三に、現在の金融危機の原因是、金融機関や不動産業等の無責任経営、さらに、大蔵省の譲送船方式による指導力の欠如等々、さまざま要素がありますが、数値的には、都心の地価の短期間大幅下落が原因だと認識すべき問題だと考えております。この前提のもと、日本の銀行はほとんどどの融資案件において協調融資という形をとっています。この前提のもと、日本銀行はほとんどの融資案件において協調融資という形をとっています。この事実をもあわせて考へると、例えば大手銀行が複数、同時に破綻するケースを想定する必要がありますのではなかつたかとの意見も大変多く寄せられております。この点についての野党側の考え方をお聞かせいただきたく存じます。

最後に、金融再生の出発点は、情報公開にあります。この前段のもと、日本銀行はほとんどの融資案件において協調融資という形をとっています。この事実をもあわせて考へると、例えば大手銀行が複数、同時に破綻するケースを想定する必要がありますのではなかつたかとの意見も大変多く寄せられております。この点についての野党側の考え方をお聞かせいただきたく存じます。

野党三会派が、政府・自民党の考え方と同じく、土地等の証券化を対策の一部として考へていると仮定しての質問ですが、このような市場は日本社会では形成できないという考え方もあります。アメリカで証券化がうまくいったのは、実質において、土地の交換価値ではなく、土地の使用価値を担保にしたシステムだと考へられております。

○伊藤英成君 秋葉議員にお答えいたします。

まず、国際局も金融再生委員会に移行させるべきではないかとのお尋ねがありました。

金融再生委員会は、二〇〇一年三月末までに不

き点だと思います。

私は、こうした国民の英知を結集して行うべき

アメリカの場合には、既に建物があり、最低限何らかの収入のあるケースがほとんどでした。この違いを考えたとき、日本での証券化は難しいと考えざるを得ないと思うのですが、この点、どうお

考へでしようか。

それから、野党案では、金融機関の破綻前には何ら手を打つ必要はないと考えているようですが、どちらの影響、そして現在与えつつある影響はばかり知れないものがあります。破綻前は何らかの措置を講ずるべきではなかつたかとの意見も大変多く寄せられております。この点についての野党側の考え方をお聞かせいただきたく存じます。

最後に、金融再生の出発点は、情報公開にあります。この前段のもと、日本銀行はほとんどの融資案件において協調融資という形をとっています。この事実をもあわせて考へると、例えば大手銀行が複数、同時に破綻するケースを想定する必要がありますのではなかつたかとの意見も大変多く寄せられております。この点についての野党側の考え方をお聞かせいただきたく存じます。

野党三会派が、政府・自民党の考え方と同じく、土地等の証券化を対策の一部として考へていると仮定しての質問ですが、このような市場は日本社会では形成できないという考え方もあります。アメリカで証券化がうまくいったのは、実質において、土地の交換価値ではなく、土地の使用価値を担保にしたシステムだと考へられております。

る機関ですが、それだけにとどまらず、金

融庁への移行を視野に入れ、財政、金融の分離をも実現しようというものであります。秋葉議員の御指摘のとおり、情報通信の発達に伴って、金融業界は完全なボーダーレスワールドと化しておなり、国際局だけを大蔵省に残す必然性はないものと思います。この点につきましては、貴重な御意見として、今後の検討課題としてまいりたいと考えます。

次に、預金保険機構や日本銀行に対する監督権限についてのお尋ねがありました。

金融再生委員会は、将来発足する予定の金融庁の母体とも言えるものであります。預金保険機構及び日本銀行は、金融再生委員会の監督下に置かれることが望ましいと考えております。そのため、金融再生委員会設置法案において、預金保険機構及び日本銀行の監督は、金融再生委員会の所掌事務と定めることとしたところであります。

次に、大手行が複数、同時に破綻するケースに

対応できるのかとのお尋ねがありました。政府が不良債権の実態を履んでいたり、不動産の総額は、公表されている数字よりもはるかに大きいだろうという見方が一般的であり、私どもそのように考えております。経営危機に陥っている長銀がまさにそれを象徴しているのであります。

大手行が連鎖破綻した場合、国がその銀行の株式を直ちに取得して特別公的管理に入り、国家信用を背景に営業を継続する、その後、他の金融機関に営業譲渡するなり、例えば、連鎖破綻した銀行を合併させて再生するなりという対応をすればよいものと考えております。

次に、北海道拓殖銀行破綻を例に挙げて、破綻前に何らかの対応が必要ではないかというお尋ねがありました。

政府・自民党が言う破綻前処理とは公的資金を資本注入して銀行を救済することであり、私ども

の確保が困難な金融機関を存続させないという原則に反するものであります。公的資金を幾ら投入しても、不良債権を抱えたままの銀行が健全になることはありません。むしろ、不良債権の処理が先送りされる結果、将来破綻したときの影響はますます大きなものになると想わざるを得ません。

重要なのは、破綻した銀行を放置するのではなく、政府が破綻処理を管理することであると考えます。そうすることにより、預金者を完全に保護し、インターバンク取引やデリバティブ取引のデフォルトは回避できるものであります。健全な債務者については、政府系金融機関や信用保証協会の活用により、影響は最小限にすることができる

ものと考えております。もしも、大規模な破綻が発生すれば、私ども野党二会派で用意した特別公的管理というスキームを使えばよいということになります。あえて破綻前の対応というなら、それは、早期は正措置の厳格な運用以外にはないと考えます。残余の答弁は、坂口議員、野田議員よりいたします。

以上です。(拍手)

○坂口力君(登壇) 以上です。

○野田毅君(登壇) 以上、お答えを申し上げました。(拍手)

以上に情報公開のための努力を行なうことが必要となります。重要な御指摘でありますので、さらに

はその中で前進であると認められるもの、あるいは問題であると反対しなければならない事柄、あるいは、中には修正を申し入れなければならない事柄、あるいは、中には修正を申し入れなければならない事柄、そういう事柄、そういう事柄を今整理しております。その審議の過程の中で具体的にあらわしました。

次に、司法が高度な政治的判断を短期間で行なうことができるのか、また、政治的判断には国会が関与すべきではないかとのお尋ねがございました。

一部、先ほど藤井議員にもお答えをしたところでございますが、我々の案の中には、金融整理事務による業務及び財産の管理を命ずる処分及び

特別公的管理の開始の決定について、裁判所の認可を求めるなどいたしております。したがいまして、裁判所は金融再生委員会の申請が法律の要件に該当するか否かの判断をするものであり、いわゆる政治的判断ではなく、可能であると考えております。

国会が関与することについてであります。本法案では、國務大臣がその委員長を務め、金融再生委員会が主たる関与を行うことなどいたしております。国会は行政に関する監視を行うことにより関与することができるものとを考えているところでございます。

それだけに、私どもとしては、いわゆる不良債権のあるいはその担保になった土地の流動化

流通市場の形成の問題であります。これは、むしろ今回のテーマよりも、既にSPC等の中で前の国会で出てきた問題であります。御指摘の懸念は、アメリカと違って日本の場合かなり市場が異なるではないかというの

そのとおりでもございます。

それだけに、私どもとしては、いわゆる不良債権のあるいはその担保によって土地の流動化

流通市場の形成の問題であります。これは、むしろ今回のテーマよりも、既にSPC等の中で前の国会で出てきた問題であります。御指摘の懸念は、アメリカと違って日本の場合かなり市場が異なるではないかというの

その方がより望ましいのではないか、そのことを考えております。

基本的に、少なくとも大事なことは、何よりもこれらのスキルがしっかりと機能していくためには、景気回復ということがあって、それが追い風をつくるということが一番大きな背景になる

テーマであるということを、最後に重ねて申し上げておきたいと思います。

以上であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十五分散会

出席国務大臣	労働大臣	甘利	明君
○議長の報告			
(議決通知)			
一、昨三日、谷事務総長から谷川裁判官訴追委員会委員長及び黒澤参議院事務総長あて、本院は裁判官訴追委員を次のとおり補欠選任した旨通知した。			
裁判官訴追委員			
越智 道雄君 (田邊國男君の補欠)			
(常任委員兼任及び補欠選任)			
一、昨二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
労働委員			
辞任			
白川 勝彦君	中谷 元君		
岡島 正之君	武山百合子君		
中谷 元君	白川 勝彦君		
武山百合子君	岡島 正之君		
(理事補欠選任)			
一、昨二日、災害対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。			
理事 神田 厚君 (理事大島章宏君昨三日理事辞任につきその補欠)			
(特別委員辞任及び補欠選任)			
一、昨三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
災害対策特別委員			
辞任			
小坂 恵次君	穂積 良行君		
山本 孝史君	玄葉光一郎君		
木村 太郎君	井上 義久君		
穂積 良行君	小坂 恵次君		
玄葉光一郎君	山本 孝史君		
井上 義久君	木村 太郎君		
（決議送付）			
一、昨三日、伊藤議長から小渕内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。			
金融安定化に関する特別委員会提出			
辞职			
岡田 克也君	中川 正春君		
海江田万里君	岩國 哲人君		
西川 知雄君	前田 善一君		
秋葉 忠利君	濱田 健一君		
岩國 哲人君	海江田万里君		
中川 正春君	岡田 克也君		
前田 正君	西川 知雄君		
(議案提出)			
一、昨三日、議員から提出した議案は次のとおりである。			
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(菅直人君外十二名提出)			
金融再生委員会設置法案(菅直人君外十二名提出)			
預金保険法の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出)			
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(菅直人君外十二名提出)			
北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(中川秀直君外十三名提出)			
(委員会審査省略要求書受領)			
一、昨三日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。			
北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(中川秀直君外十三名)			
(議案送付)			
一、昨二日、参議院に送付した内閣提案案は次のとおりである。			
深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)			
（決議送付）			
一、昨三日、伊藤議長から小渕内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。			
北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議(質問書提出)			
一、昨三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。			
「特定家庭用機器再商品化法」に関する質問主意書(河野太郎君提出)			
右			
労働基準法の一部を改正する法律案			
国会に提出する。			
平成十一年一月十日			
内閣総理大臣 橋本龍太郎			
労働基準法の一部を改正する法律			
第八条 制除			
第九条中「労働者」を「労働者」と改め、「前条の」を削り、「事業」と「事業」と改める。			
第十二条第一項ただし書中「ただし」を「ただし」に改め、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「日」を「月」に改める。			
第十四条中「の定」を「の定め」に、「外」を「ほか」に改め、「一年」の下に「(次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、三年)」を加え、同条に次の各号を加える。			
一 新商品 新役務若しくは新技術の開発又は科学に関する研究に必要な専門的な知識、技術又は経験(以下この条において「専門的知識等」という)であつて高度のものとして労働者			
大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る)との間に締結される			
労働契約			
二 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了する			
ことが予定されているものに必要な専門的知識等であつて高度のものとして労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る)との間に締結される労働契約(前号に掲げる労働契約を除く。)			
三 満六十歳以上の労働者との間に締結される労働契約(前二号に掲げる労働契約を除く。)			
第十五条第一項中「に関する事項」を「及び労働時間に関する事項その他の命令で定める事項」に改める。			
右			
満六十歳以上の労働者との間に締結される労働契約(前二号に掲げる労働契約を除く。)			
第三十二条の二中「使用者は、」の下に「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」を加え、「場合において」を「とき」に改め、同条に次の一項を加える。			
使用者は、命令で定めるところにより、前項の協定を行政官庁に届け出なければならない。			
第三十二条の四第一項第一号中「(次号の対象期間の初日に使用している労働者であつて、その使用期間が当該対象期間の末日の前日までに満了しないものに限る)」を削り、同項第一号中「いい」の下に「一箇月を超える」を、「この条の下に「及び			
次条」を加え、同項中第四号を第五号とし、同項			

第三号中「三箇月」を「一箇月」に改め、「当該対象期間における労働日並びに」を削り、「」との労働時間及び「を」及び「当該労働日」との労働時間並びに改め、「各期間における」の下に「労働日数及び」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。第二項において同じ。) 第三十二条の四第一項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「における労働時間」を「における労働日数及び労働時間」に改め、「により」の下に「当該労働日数を超えない範囲内において当該各期間における労働日及び」を加え、同条第三項中「命令で」を「命令で」に、「一日」を「労働日数の限度並びに一日」に、「並びに」を「並びに」に改め、同条第四項を次のように改める。

第三十二条の四第一項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「における労働時間」を「における労働日数及び労働時間」に改め、「により」の下に「当該各労働日数を超えない範囲内において当該各

期間ににおける労働日及び」を加え、同条第三項中「命令で」を「命令で」に、「一日」を「労働日数の限度並びに一日」に、「並びに」を「並びに」に改め、同条第四項を次のように改める。

第三十四条第二項中「一せい」を「一齊」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し具体的な指示をすることが困難なものとして命令で定める業務のうちから労働者に就かせることとする業務を定めるとともに、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し当該業務に従事する労働者に対し具体的な指示をしないこととする旨及びその労働時間の算定については当該協定で定めるところによる」とする旨を定めた場合において、労働者を当該業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、その協定で定める時間労働したものとみなす。

第三十六条中「休日(以下この条を「休日(以下この項)に改め、同条に次の二項を加える。

労働大臣は、労働時間の延長を適正なものと

するため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について、労働者の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮し

て基準を定めることができる。

第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものとなるようしなければならない。

第三十二条の四の二 使用者が、対象期間中の前条の規定により労働させた期間が当該対象期間より短い労働者について、当該労働させた期間を平均し一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合においては、その超えた時間(第三十一条又は第三十六条第一項の規定により延長し、又は休日に労働させた時間を除く)の労働については、第三十七条の規定の例により割増金を支払わなければならない。

第三十二条の五第三項中「前条第四項」を「第三

十一条の二第二項」に改める。

第三十二条の三 第二項中「第八条第十六号の事業」を「官公署の事業(別表第一に掲げる事業を除く。)」に改める。

第三十四条第二項中「一せい」を「一齊」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し具体的な指示をすることが困難なものとして命令で定める業務のうちから労働者に就かせることとする業務を定めるとともに、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し当該業務に従事する労働者に対し具体的な指示をしないこととする旨及びその労働時間の算定については当該協定で定めるところによる」とする旨を定めた場合において、労働者を当該業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、その協定で定める時間労働したものとみなされることがあるものの範囲に就かせたときは当該決議で定める時間労働したものとみなされることがあるものの範囲に就かせたときは当該決議で定める時間労働の範囲に属する労働者の労働時間として算定される時間

第一号に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、第二号に掲げる時間労働したものとみなす。  
一 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し使用者が具体的な指示をしないこととする業務(以下この条において「対象業務」という。)  
二 対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者であつて、当該対象業務に就かせたときは当該決議で定める時間労働の範囲に属する労働者の労働時間として算定される時間

四 対象業務に従事する第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

三 対象業務に従事する前号に掲げる労働者の範囲に属する労働者の労働時間として算定される時間

五 対象業務に従事する第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

六 前各号に掲げるもののほか、命令で定める用者が講ずること。  
前項の委員会は、次の各号に適合するものでなければならぬ。  
一 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し使用者が具体的な指示をしないこととする業務(以下この条において「対象業務」という。)  
二 対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者であつて、当該対象業務に就かせたときは当該決議で定める時間労働の範囲に属する労働者の労働時間として算定される時間

一、当該委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に指名されていること。

二、当該委員会の設置について、命令で定めるところにより、行政官庁に届け出ていること。

三、当該委員会の議事について、命令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されるとともに、当該事業場の労働者に対する周知が図られていること。

四、前三号に掲げるもののほか、命令で定める要件

労働大臣は、対象業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るために、第一項各号に掲げる事項その他同項の委員会が決議する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

第一項の委員会においてその委員の全員の合意により第三十一条の二第一項、第三十二条の三、第三十三条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書の規定する事項について決議が行われた場合における第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十三条の四第一項から第三項まで、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書の規定の適用については、第三十二条の二第一項

中「協定」とあるのは「協定若しくは第三十八条の四第一項に規定する委員会の決議(第一百六条第一項を除き、以下「決議」という。)」と、第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第二項、第三十八条の二第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書中「協定」とあるのは「協定又は決議」と、第三十二条の四第一項中「同意を得て」あるのは「同意を得て、又は決議に基づく」と、第三十二条第一項中「届け出た場合」とあるのは「届け出た場合又は決議を行政官庁に届け出た場合」と、「その協定」とあるのは「その協定又は決議」と、同条第三項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、「当該協定」とあるのは「当該協定又は当該決議」と、同条第四項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」とする。

第三十九条第二項を次のように改める。

第三十五条第一項を次のように改める。

第六十条第三項中「満十五才以上で満十八才」を「満十五歳以上で満十八歳」に改め、「ついては」の下に「満十八歳に達するまでの間(満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間を除く。)」を加え、「の名号」を削り、同項第一号中「の規定」を「及び第三十二条の四の二の規定」に改める。

六箇月経過日から起算した 継続勤務年数	労働日
一年	一労働日
二年	二労働日
三年	四労働日
四年	六労働日
五年	八労働日
六年以上	十労働日

第六十一条第四項中「延長し」を「延長して」に、「第八条第六号、第七号若しくは第十三号」を「別表第一第六号、第七号若しくは第十三号に掲げる事業」に、「電話の事業」を「電話交換の業務」に改め、「これを」を削る。

第六十二条第一項中「第三十二条の二」を「第三十二条の二第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の二第一項」に改める。

第六十三条第一項中「第八条第四号、第五号及び第八号から第十七号まで」を「別表第一第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事業以外」に改める。

第六十四条第一項中「(労働時間等に関する規定の適用除外)」に改め、同条第一号中「第八条第六号(林業を除く。)又は第七号の」を「別表第一第一号(林業を除く。)又は第七号に掲げる」に改める。

第六十五条第一項中「(第三十九条の規定による年次有給休暇として、十二労働日を与えるなければならない)」を「(第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「十労働日」と、第一項中「十労働日」とあるのは「十一労働日」と、同条第一項の表六年以上の項中「十労働日」とあるのは「八労働日」とする」に改める。

第六十六条第一項中「(第六十条第三項中「満十五歳以上で満十八歳」に改め、「ついては」の下に「満十八歳に達するまでの間(満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間を除く。)」を加え、「の名号」を削り、同項第一号中「の規定」を「及び第三十二条の四の二の規定」に改める。

第六十七条第一項中「(第六十条第三項中「満十五歳以上で満十八歳」に改め、「ついては」の下に「満十八歳に達するまでの間(満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間を除く。)」を加え、「の名号」を削り、同項第一号中「の規定」を「及び第三十二条の四の二の規定」に改める。

第六十八条第一項中「(第六十条第三項中「満十五歳以上で満十八歳」に改め、「ついては」の下に「満十八歳に達するまでの間(満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間を除く。)」を加え、「の名号」を削り、同項第一号中「の規定」を「及び第三十二条の四の二の規定」に改める。

第六十九条第一項を削る。

第九十条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「添附」を「添付」に改める。

第一百五十五条の二の次に次の二条を加える。

## (紛争の解決の援助)

都道府県労働基準局長は、労働条件についての労働者と使用者との間の紛争(労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たる紛争、国営企

業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第二百三十九号)第十一条第一項に規定する紛争を除く。)に

関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

都道府県労働基準局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に関する専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

第百六条の見出しを「(法令等の周知義務)」に改め、同条第一項を次のように改める。  
使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第十八条第二項、第十四条第一項ただし書、第三十二条の二第一項、第二十二条の三、第三十二条の四第一項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条の二第一項、第二十二条の三第一項並びに第三十九条第五項及び第六項ただし書に規定する協定並びに第三十八条第一項及び第四項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え

付けること、書面を交付することとその他の命令

で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

第一百一十八条を次のように改める。

(適用除外)

第一百一十六条 第一条から第十一条まで、次項、第三百七十七条から第二百十九条まで及び第二百二十二条の規定を除き、この法律は、船員法(昭和二年法律第二百四号)第一条第一項に規定する船員

及び家庭使用人については、適用しない。

この法律は、同居の親族のみを使用する事業

及び災害使用人については、適用しない。

第一百一十九条第一号中「第三十六条の二第一項」を「第三十六条第一項ただし書」に改める。

第一百一十条第一号中「第三十二条の四第四項」を「第三十二条の二第二項(第三十二条の四第四項及び)」に、「同条第五項」を「第三十八条の三第二項」に改める。

第一百三十四条を第二百三十六条とし、第二百三十三条を第二百三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二百三十四条を第二百三十六条とし、第二百三十三条を第二百三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二百三十五条 六箇月経過日から起算した継続勤務年数が四年から八年までのいずれかの年数に達する日の翌日が平成十一年四月一日から平成

十一年三月三十日までの間にある労働者に関する第三十九条の規定の適用については、同日までの間は、次の表の上欄に掲げる当該六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同条第一項の表中次の表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

五年	八労働日	七労働日
六年	十労働日	八労働日
七年	十労働日	九労働日

前二項の規定は、第七十二条に規定する未成年者については、適用しない。
第二百三十二条の次に次の二条を加える。

別表第一中「別表第一 分割補償表」を「別表第一 分割補償表(第八十二条関係)」に改め、同表を別表第三とし、別表第一中「別表第一 身体障害等級及び災害補償表(第七十七条関係)」に改め、同表を別表第一とし、附則の次に次の二表を加える。  
別表第一(第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係)  
第一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、運送、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む)。  
二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

別表第一中「別表第一 分割補償表」を「別表第一 分割補償表(第八十二条関係)」に改め、同表を別表第三とし、別表第一中「別表第一 身体障害等級及び災害補償表(第七十七条関係)」に改め、同表を別表第一とし、附則の次に次の二表を加える。  
別表第一(第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係)  
第一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、運送、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む)。  
二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保

四年	六労働日	五労働日
五年	八労働日	六労働日
六年	十労働日	七労働日
七年	十労働日	八労働日
八年	十労働日	九労働日

いて平成十一年四月一日以後同条第一項及び第二項の規定が適用されなくなつたことにかんがみ、当該者のうち子の養育又は家族の介護を行う労働者(命令で定める者に限る。以下この条において「特定労働者」という。)の職業生活の著しい変化がその家庭生活に及ぼす影響を考慮して、命令で定める期間、特定労働者(その者に係る時間外労働を短いものとする)と使用者に申し出た者に限る。)に係る第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度についての基準は、当該特定労働者以外の者に係る同項の協定で定める労働時間の延長の限度についての基準とは別に、これより短いものとして定めるものとする。

存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
十一 郵便又は電気通信の事業
十二 教育、研究又は調査の事業
十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
十五 燃却、清掃又はと畜場の事業
(附則) (施行期日)

第一条 この法律による改正後の労働基準法(以下「新法」という。)第二十二条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に退職した労働者について適用し、この法律の施行の日前に退職した労働者については、なお従前の例による。
(退職時の証明に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の労働基準法(以下「旧法」という。)第二十二条第一項の規定は、同条第一項の規定(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)第七条に規定する労働時間短縮推進委員会の同項に規定する事項についての決議を含む。)であつて、この法律の施行の際同項第二号の対象期間として定めた各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間の初日をいう。以下この条において同じ。)である労働者に係る有給休暇については、この法律の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、同条及び新法第三十九条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。
第三条 この法律による改正前の労働基準法(以下「旧法」という。)第三十二条の四の規定は、同条第一項の規定(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)第七条に規定する労働時間短縮推進委員会の同項に規定する事項についての決議を含む。)であつて、この法律の施行の際同項第二号の対象期間として定めた各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間の初日をいう。以下この条において同じ。)である労働者に係る有給休暇については、この法律の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、同月一日において同項の規定により読み替えて適用する新法第三十九条第二項及び第三項の規定の例による。
第四条 この法律の施行前にされた旧法第三十四条(最低年齢に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際旧法第六十条第三項に規定する者を労働させることとしている使用者については、同項第二号の規定に基づき旧法第二十二条の四第一項第二号の規定の例による対象期間として定められている期間(平成一年三月三十一日を含む期間に限る。が終了する。
第六条 第五十六条第二項の改正規定(「満二十才」を「満二十二歳」に改める部分に限る。以下この条において同じ。)の施行前にされた旧法第六十二条第一項の規定(映画の製作又は演劇の事業に係る職業に係る申請を除く。)であつて、第五十六条第二項の改正規定の施行の
2 この法律の施行前に旧法第三十四条(最低年齢に関する経過措置)
3 前項の規定は、新法第三十五条第二項に規定する労働者であつて平成十三年四月一日において継続勤務するものについて準用する。
4 第五十七条第二項中「児童」とあるのは、「児童(労働基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第号)附則第六条第三項の規定により使用する児童を含む。)」とす

5 第六十二条第一項の規定(「満二十才」を「満二十二歳」に改める部分に限る。以下この条において同じ。)の施行前にされた旧法第六十二条第一項の規定(映画の製作又は演劇の事業に係る職業に係る申請を除く。)であつて、第五十六条第二項の改正規定の施行の
6 第五十七条第二項の規定(「満二十才」を「満二十二歳」に改める部分に限る。以下この条において同じ。)の施行前にされた旧法第六十二条第一項の規定(映画の製作又は演劇の事業に係る職業に係る申請を除く。)であつて、第五十六条第二項の改正規定の施行の
7 第六十三条第一項の規定(「満二十才」を「満二十二歳」に改める部分に限る。以下この条において同じ。)の施行前にされた旧法第六十三条第一項の規定(映画の製作又は演劇の事業に係る職業に係る申請を除く。)であつて、第五十六条第二項の改正規定の施行の
8 第六十四条第一項の規定(「満二十才」を「満二十二歳」に改める部分に限る。以下この条において同じ。)の施行前にされた旧法第六十四条第一項の規定(映画の製作又は演劇の事業に係る職業に係る申請を除く。)であつて、第五十六条第二項の改正規定の施行の
9 第六十五条第一項の規定(「満二十才」を「満二十二歳」に改める部分に限る。以下この条において同じ。)の施行前にされた旧法第六十五条第一項の規定(映画の製作又は演劇の事業に係る職業に係る申請を除く。)であつて、第五十六条第二項の改正規定の施行の

十二条の四及び第三十二条の四の二の規定」とあるのは、「労働基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)による改正前の第三十二条の四の規定」として、同項の規定を適用する。

## (紛争の解決の援助に関する経過措置)

第八条 平成十一年三月三十一日までの間は、新法第五条の三第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十二条第一項」とあるのは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十四条」とする。

第九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為並びに附則第二条及び第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる事項並びに附則第三条の規定によりなお効力を有することとされる旧法第三十二条の四の規定に係る事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第十一条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)  
第十二条 政府は、新法第百三十三条の命令で定める期間が終了するまでの間において、子の養

育又は家族の介護を行う労働者の時間外労働の動向、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の施行の状況等を勘査し、当該労働者の福祉の増進の観点から、当該労働者の時間外労働に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (労働者災害補償保険法の一部改正)

第十二条 労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「直営事業」の下に「官公署の事業」を加え、「第八条第一号から第十五号まで及び第十七号に該当しない官公署並びに」を「別表第一に掲げる事業を除く。」及び「に改め。

同条第四項中「基く」を「基づく」に、「前項」を「第三項」に、「第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

## 4 職員に関する特則

第一項中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者

の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」とあるのは「使用者は、」と、同法第三十四条第一項ただし書中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数を代表する者との書面によ

る協定があるときは」とあるのは「条例に特別の定めがある場合は」とする。

## (最低賃金法の一部改正)

第十一条中「第八条第十六条」を「官公署の事業(別表第一に掲げる事業を除く。)」に、「第八条第十一号」を「別表第一第一号に掲げる事業」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第十五条 第十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改

第十四条 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「行なう」を「行う」に、「第十八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、

同条第三項中「第三十八条の二第一項から第五

項まで」を「第三十八条の二第二項及び第三項

第二十八条の二、第三十八条の四」に、「及び第百二条を」、「第一百二条及び第一百五条の三」に、「第八条第一号から第十号まで及び第十二号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、

同条第四項中「基く」を「基づく」に、「前項」を「第三項」に、「第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、

同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

## 二 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

三 賃金 労働基準法第十二条に規定する賃金をいう。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十六条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第八条第十六条」を「官公署の事業(別表第一に掲げる事業を除く。)」に、「第八条第十一号」を「別表第一第一号に掲げる事業」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改

第十四条 第十五条 第十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改

第十五条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三

二号)の一部を次のように改める。

第一条 この法律において、次の各号に掲げる

用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使

用される者及び家事使用人を除く。)をい

う。

二 使用者 労働基準法第十条に規定する使

用者をいう。

三 賃金 労働基準法第十二条に規定する賃

金をいう。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十六条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第八条第十六条」を「官公署の事業(別表第一に掲げる事業を除く。)」に、「第八条第十一号」を「別表第一第一号に掲げる事業」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改

第十四条 第十五条 第十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改

第十五条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三

二号)の一部を次のように改める。

第一条 この法律において、次の各号に掲げる

用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用



に、この期間中に政府は育児又は介護を行う労働者の時間外労働に関する制度の在り方にについて検討するものとする。

4 事業運営上の重要な決定が行われる事業場における企画、立案等の業務について、労使委員会で、対象となる労働者の範囲、健康及び福祉を確保するための措置等を全員の合意で決議し行政官庁に届け出ることにより、決議の内容に基づいて裁量労働制の対象とすることができるものとする。

5 児童労働に関する国際的動向に沿って、最低年齢に係る規定を整備するものとすること。

6 都道府県労働基準局長は、労働条件についての紛争の解決につき当事者から援助を求められた場合には、必要な助言又は指導をすることができるものとすること。

7 その他、労働契約締結時の書面による労働条件の明示に係る事項の追加、一斉休憩の適用除外、年次有給休暇の付与日数の引上げ等の所要の改正を行うものとすること。

8 この法律は平成十一年四月一日から施行するものとすること。ただし、6については、平成十年十月一日から、5については、平成十二年四月一日から施行するものとする。

## 二 議案の修正議決理由

労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、労働者の福祉の増進等を図るために、一定の範囲の労働者に関して労働契約の期間の上限を延長するとともに、労働大臣は時間外労働についての基準を定めることができる」ととする

ほか、都道府県労働基準局長による労働条件についての紛争の解決の援助等の措置を講じよう

とする」とは時宜に適するものと認めるが、なお、自由民主党・民主党・平和・改革・自由党及び社会民主党・市民連合の五派共同により、新たな裁量労働制の対象労働者の同意等を労使委員会で決議することを制度実施の要件とする

ものとする」と、労働大臣が激変緩和措置として定める育児又は介護を行う女性労働者に係る

労働時間の延長の限度についての基準は、一年当たり現行規定の百五十時間を超えないものとすること等についての修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
平成十年度労働保険特別会計予算(労働省所管)の労災勘定に一千一百一十万七千円が計上されている。

右報告する。

平成十年九月三日

労働委員長 岩田 順介

衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
(別紙)

(小字及び一は委員会修正)

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一

部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除  
第九条中「労働者」を「労働者」に改め、「前条

の」を削り、「事業」と「事業」とに改める。  
第十二条第一項ただし書中「但し」を「ただし」とすることは時宜に適するものと認めるが、なに、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「日」を「月」に改める。

第十四条中「の定」を「の定め」に、「外」を「ほか」に改め、「一年」の下に「(次の各号のいずれかに該

当する労働契約にあつては、三年)」を加え、同条に次の各号を加える。

第一十四条第二項ただし書中「第八十九条第一項」を「第八十九条」に改める。

第三十一

条の二中「使用者は、」の下に「当該事業

科学に関する研究に必要な専門的な知識、技術又は経験(以下この条において「専門的知識等」という。)であつて高度のものとして労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

新たに就く者に限る。)との間に締結される労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等であつて高度のものとして労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

新たに就く者に限る。)との間に締結される労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

新たに就く者に限る。)との間に締結される労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

新たに就く者に限る。)との間に締結される労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

新たに就く者に限る。)との間に締結される労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

新たに就く者に限る。)との間に締結される労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

新たに就く者に限る。)との間に締結される労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

新たに就く者に限る。)との間に締結される労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

新たに就く者に限る。)との間に締結される労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

新たに就く者に限る。)との間に締結される労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

時間に関する事項その他の命令で定める事項」に改める。

第二十二条の見出しを「(退職時の証明)」に改め、同条第一項中及び賃金」を「賃金又は退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。)」に改める。

第二十三条の二中「使用者は、」の下に「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」を加え、「場合において」を「とき」に改め、同条に次の二項を加える。

第一二二条の四第一項第一号中「(次号の対象期間の初日に使用している労働者であつて、その使用期間が当該対象期間の末日の前日までに満了しないものに限る。)」を削り、同項第二号中「いい」の下に「(一箇月を超えて、(この条)の下に及び次条)を加え、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「三箇月」を「一箇月」に改め、「当該対象期間における労働日並びに」を削り、「(この)の労働時間及び」を「及び当該労働日」との労働時間並びに改め、「各期間における」の下に「労働日数及び」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

第二二一条の四第一項中「(同項第二号)」の期間をいう。第三項において同じ。)

第三特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。)

第三特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。)

第四号に、「における総労働時間」を「における労働日数及び総労働時間」に改め、「により」の下に「当該労働日数を超えない範囲内において当該各期間における労働日及び」を加え、同条第三項中「命令で」を「命令で」に、「一日」を「労働日数の限度並びに一日」に、「並びに」を「並びに対象期間（第一項の協定で特定期間として定められた期間を除く。）及び同項の協定で特定期間として定められた期間における」に改め、同条第四項を次のよう改める。

第三十一条の二第一項の規定は、第一項の協定について準用する。

第三十二条の四の次に次の二条を加える。

第三十二条の四の二 使用者が、対象期間中の前条の規定により労働させた期間が当該対象期間より短い労働者について、当該労働させた期間を平均し一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合においては、その超えた時間（第三十三条又は第三十六条第一項の規定により延長し、又は休日に労働させた時間を除く。）の労働については、第三十七条の規定の例により割増賃金を支払わなければならない。

第三十二条の五第三項中「前条第四項」を「第三十二条の二第一項」に改める。

第三十三条第三項中「第八条第十八号の事業」を「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」に改める。

第三十四条第二項中「一せい」を「一斎」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がな

い場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。

第三十六条中「休日（以下この条を「休日（以下この項）に改め、同条に次の三項を加える。

労働大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について、労働者の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。

第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものとなるようにしなければならない。

行政官庁は、第二項の基準に関して、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第三十七条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三十八条の二第四項及び第五項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第三十八条の三 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し具体的な指示をすることが困難なものとして命令で定める

業務のうちから労働者に就かせることとする業務を定めるとともに、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し使用者が具体的な指示をしないこととする業務（以下この条において「対象業務」という。）

労働者に対し具体的な指示をしないこととする旨及びその労働時間の算定については当該協定で定めるところによることとする旨を定めた場合において、労働者を当該業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、その協定で定める時間労働したもののみなす。

前条第三項の規定は、前項の協定について準用する。

第三十八条の四 事業運営上の重要な決定が行われる事業場において、賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会（使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。）が設置された場合において、当該委員会がその委員の全員の合意により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、命令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者を当該事業場における第一号に掲げる業務に就させたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、第三号に掲げる時間労働したものとみなす。

五 対象業務に従事する第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

六 使用者は、この項の規定により第一号に掲げる労働者に属する労働者を対象業務に就かせたときは第三号に掲げる労働者を対象業務に就かせたものとみなすことについて当該労働者の同意を得なければならないこと及び当該同意をしなかつた当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

七 前各号に掲げるもののほか、命令で定める事項

前項の委員会は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必

要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し使用者が具体的な指示をしないこととする業務（以下この条において「対象業務」という。）

二 対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者であつて、当該対象業務に就かせたときは当該決議で定める時間労働したものとみなされることとなるものの範囲に就かせたときは当該決議で定める時間労働したものとみなされることとなるものとみなされる。

三 対象業務に従事する前号に掲げる労働者の範囲に属する労働者の労働時間として算定される時間

合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者による命令で定めるところにより任期を定めて、○指名され、『かつ、命令で定めるところにより当該事業場の労働者の過半数の信任を得て』

二、当該委員会の設置について、命令で定めるところにより、行政官庁に届け出ていること。

三、当該委員会の議事について、命令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されるとともに、当該事業場の労働者に対する周知が図られていること。

四、前三号に掲げるもののほか、命令で定める要件

労働大臣は、対象業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るために、○第一項各号に掲げる事項その他同項の委員会が決議する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

第一項の規定による届出をした使用者は、命令で定めるところにより、定期的に、同項第四項に規定する措置の実施状況その他の命令で定める事項を行政官庁に報告しなければならない。

第一項の委員会においてその委員の全員の合意により第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条の二第一項、前条第一項並びに次条第五項及び第八項ただし書に規定する事項について決議が行われた場合における第三十二条の二第一項、第三十二条の

三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第六项並びに次条第五項及び第六項ただし書の規定の適用については、第三十二条の二第一項中「協定」とあるのは「協定若しくは第三十八条の四第一項から第三項まで、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第二項、第三十八条の二第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書の規定の適用については、第三十二条の二第一項中「協定」とあるのは「協定又は決議」とあるのは「協定又は決議」と、第三十二条の四第一項中「同意を得て」とあるのは「同意を得て、又は決議に基づき」と、第三十六条第一項中「届け出た場合」とあるのは「届け出た場合又は決議を行政官庁に届け出た場合」と、「その協定」とあるのは「その協定又は決議」と、同条第三項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、「当該協定」とあるのは「当該協定又は当該決議」と、同条第四項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、「当該協定」とあるのは「当該協定又は当該決議」と、同条第一項中「延長し」とあるのは「延長し」と、第三十二条の二第一項中「延長し」とあるのは「延長し」と、第三十二条の二第一項中「満十五歳以上で満十八歳」に改め、「満十三歳」に改め、「但し、」を削り、「同様である」を、「同様とする」に改める。

第六十一条第三項中「満十五才以上で満十八才」を下に「満十八歳に達するまでの間(満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間を除く。)」を加え、「の各号」を削り、同項第二号中「規定」を及び第三十二条の四の二の規定に改める。

六箇月経過日から起算した 継続勤務年数	勞働日
一年	一勞働日
二年	二勞働日
三年	三勞働日
四年	四勞働日
五年	五勞働日
六年以上	八勞働日

第六十一条第四項中「延長し」と「延長し」と、「第八条第六号、第七号若しくは第十二号」を「別表第一第六号、第七号若しくは第十二号」に掲げる事業に、「電話の事業」を「電話交換の業務」に改め、「これを」を削る。

第六十六条第一項中「第三十二条の二」を「第三十二条の二第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条の二第一項」に改める。

第六十七条第一項中「第三十二条の二第一項」に、第七十二条中「基いて発する」を「基づく」に、「は、第三十九条第一項の規定による年次有給休暇として、十二勞働日を与えるなければならない」を「の第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「十労働日」とあるのは「十二労働日」と、同条第二項の表六年以上の項中「十労働日」とあるのは「八労働日」とするに改める。

第六十八条第一項から第七号までを「別表第一第一号から第七号まで」を「別表第一第一号から第六号まで」に改め、同条第一号中「第八条第六号、第七号若しくは第十二号」を「別表第一第六号、第七号若しくは第十二号」に掲げる事業に、「電話の事業」を「電話交換の業務」に改め、「これを」を削る。

第六十九条第一項を次のように改める。

第六十条第一項中「第八条第四号、第五号及び第六号」を「第八条第四号、第五号及び第六号」に改め、同条第一号中「第八条第六号、第七号若しくは第十二号」を「別表第一第六号、第七号若しくは第十二号」に掲げる事業に、「電話の事業」を「電話交換の業務」に改め、「これを」を削る。

第六十一条第一項中「第八条第四号、第五号及び第六号」を「第八条第四号、第五号及び第六号」に改め、「これを」を削る。

第六十二条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第六十三条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第六十四条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第六十五条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第六十六条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第六十七条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第六十八条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第六十九条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第七十条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第七十一条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第七十二条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第七十三条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第七十四条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第七十五条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第七十六条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第七十七条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第七十八条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第七十九条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第八十条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第八十一条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第八十二条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第八十三条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第八十四条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第八十五条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第八十六条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第八十七条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第八十八条第一項中「第三十二条の二第一項」に改め、「は、第三十九条第一項」に改める。

第八十九条第一項を削る。

第九十条第一項中「前条第一項」を「前条」に、  
「添附」を「添付」に改める。

第一百五条の二の次に次の二条を加える。

(紛争の解決の援助)

第一百五条の三 都道府県労働基準局長は、労働条件についての労働者と使用者との間の紛争(労

働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たる紛争、国営企

業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第二百十三号)第二十二条第一項に規定する紛争を除く。)に

関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解説につき援助を求められた場合には、当該当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

都道府県労働基準局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に關し専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

第一百六条の見出しを「(法令等の周知義務)」に改め、同条第一項を次のように改める。

使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第十八条第二項、第二十四条第一項ただし書、第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項、第三十五条第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十八条の二第一項、第三十九条第五項及び第六項ただし書に規定する協定並びに第三十八

条の四第一項及び第四項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の命令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

第一百六条を次のように改める。

(適用除外)

第一百六条第一条から第十一条まで、次項、第一百七条から第一百九条まで及び第一百二十一條の規定を除き、この法律は、船員法(昭和二十二年法律第二百号)第一条第一項に規定する船員については、適用しない。

この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家庭使用人については、適用しない。

第一百十九条第一号中「第三十六条ただし書」を「第三十六条第一項ただし書」に改める。

第一百二十条第一号中「第三十二条の四第四項(一)及び(二)」を「第三十二条の二第二項第三十二条の四第四項(一)」に改める。

第一百三十四条を第一百三十六条とし、第一百三十三条を第一百三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第一百三十五条 六箇月経過日から起算した継続勤務年数が四年から八年までのいずれかの年数に達する日の翌日が平成十一年四月一日から平成

十二年三月三十一日までの間にある労働者に関する第三十九条の規定の適用については、同日までの間は、次の表の上欄に掲げる当該六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同条第一項の規定の適用については、平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間は、次

四年	六年	七年	八年
六労働日	八労働日	十労働日	九労働日

の表中次の表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

五年	六年	七年
八労働日	十労働日	九労働日

前二項の規定は、第七十二条に規定する未成年者については、適用しない。

第一百三十二条の次に次の二条を加える。

第一百三十三条 労働大臣は、第三十六条第二項の基準を定めるに当たっては、満十八歳以上の女性のうち雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第九十二号)第四条の規定による改正前の第六十四条の二第四項に規定する命令で定める者に該当しない者につ

いて平成十一年四月一日以後同条第一項及び第二項の規定が適用されなくなつたことにかんがみ、当該者のうち子の養育又は家族の介護を行う労働者(命令で定める者に限る。以下この条において「特定労働者」という。)の職業生活の著しい変化がその家庭生活に及ぼす影響を考慮して、命令で定める期間 特定労働者(その者に

係る時間外労働を短いものとする)を使用者に申し出た者に限る。)に係る第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度についての基準は、当該特定労働者以外の者に係る同項の協定で定める労働時間の延長の限度についての基準とは別に、これより短いものとして定めるものとする。この場合において、一年についての労働時間の延長の限度についての基準は、百五十時間を超えないものとしなければならない。

別表第一中「別表第一 分割補償表」を「別表第一 分割補償表(第八十二条関係)」に改め、同表を別表第三とし、別表第一中「別表第一 身体障害等級及び災害補償表(第七十七条関係)」に改め、同表を別表第一とし、附則の次に二表を加える。

別表第一(第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十五条、第六十一条関係)

一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、運送、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)

二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業	四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業	五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業	六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業	七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業	八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業	九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業	十一 郵便又は電気通信の事業	十二 教育、研究又は調査の事業	十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業	十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業	十五 燃却、清掃又はと畜場の事業	附 則	(施行期日)	第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第百五条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条の規定及び附則第五条の規定(地方公務員法(昭和二十五年法
---	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--	----------------------------	----------------------------	------------------------	----------------	-----------------	----------------------------	---------------------------	------------------	-----	--------	---

律第二百六十一号)第五十八条第三項の改正規定中「及び第一百一条を「、第一百二条及び第一百五十三条」に改める部分に限る。」は平成十一年十月一日から、○第三十八条の二の後に一条を加える改正規定(第三十八条の四に係る部分に限る。)の施行前にされた満十二歳条第一項の改正規定(満十二才を「満十三歳」に改める部分に限る。)は平成十一年十月一日から、○第三十八条の二の後に一条を加える改正規定(第三十八条の四に係る部分に限る。)の改正規定、同

正規定(同項第一号の改正規定を除く。)及び

○百六十六条第一項の改正規定(第三十八条の四第一項及び第五

〇附則第六条の規定(附則第六条第一項の規定及び

項に規定する決議に係る部分に限る。並びに

附則第十五条の規定(同法第五十八条第二項の改正規定中「第三

十九条第五項」を「第三十八条の四 第三十九条第五項」に改めら施行する。)

(部分に限る。)

#### (退職時の証明に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の労働基準法(以下「新法」という)第二十二条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に退職した労働者について適用し、この法律の施行の日前に退職した労働者については、なお従前の例による。

(労働時間に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の労働基準法(以下「旧法」という)第三十二条第一項の規定は、同条第一項の協定(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)第七条に規定する労働時間短縮推進委員会の同項に規定する事項についての決議を含む。)であって、この法律の施行の際同項第一号の対象期間として平成十一年三月三十一日を含む期間を定めていたものについては、なおその効力を有する。

(休憩に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた旧法第三十四条第二項ただし書の許可の申請であつて、この

法律の施行の際に許可又は不許可の処分がされないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第三十四条第二項ただし書の規定による許可を受けた場合(前項の規定により同項の許可を受けた場合を含む。)における休憩時間については、なお従前の例によ

る。

第五条 この法律の施行の際四月一日以外の日が

基準日(継続勤務した期間を新法第三十九条第

二項に規定する六箇月経過日から一年ごとに区

分した各期間(最後に一年未満の期間を生じた

ときは、当該期間)の初日をいう。以下この条

において同じ。)である労働者に係る有給休暇に

ついては、この法律の施行の日後の最初の基準

日の前日までの間は、同項及び新法第三十九条

第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

2 新法第一百三十五条第一項に規定する労働者で

あって平成十一年四月一日において継続勤務す

るものうち、同日において四月一日以外の日

が基準日である労働者に係る有給休暇につい

ては、同年四月一日から同日後の最初の基準日

の前日までの間は、同月一日前において同項の規

定により読み替えて適用する新法第三十九条第

二項及び第三項の規定の例による。

3 前項の規定は、新法第一百三十五条第二項に規

定する労働者であつて平成十三年四月一日にお

いて継続勤務するものについて準用する。

(最低年齢に関する経過措置)

第六条 第五十六条第二項の改正規定(満十二

才)を「満十三歳」に改める部分に限る。以下この

条において同じ。)の施行前にされた満十二歳

の児童を使用する許可の申請(映画の製作又は

演劇の事業に係る職業に係る申請を除く。)で

あって、第五十六条第二項の改正規定の施行の

際に許可又は不許可の処分がされていないもの

についての許可又は不許可の処分については、

なお従前の例による。

2 第五十六条第二項の改正規定の施行前に旧法

第五十六条第二項の規定による許可を受けた場

合(前項の規定により同項の許可を受けた場合

を含む。)における児童の使用については、なお

従前の例による。

3 新法第五十六条第二項に規定する職業のう

ち、満十一歳の児童の就労実態、当該児童の就

労に係る事業の社会的必要性及び当該事業の代

替要員の確保の困難性を考慮して労働省令で定

める職業については、労働省令で定める日まで

に行政官庁の許可を受けたときは、満十二歳の

児童をその者が満十三歳に達するまでの間、そ

の者の修学時間外に使用することができる。こ

の場合において、第五十七条第二項、第六十条

第一項及び第六十一条第五項の規定の適用につ

いては、第五十七条第二項中「児童」とあるの

は、「児童(労働基準法の一部を改正する法律

(平成十年法律第

号)附則第六条第三項の

規定により使用する児童を含む。第六十条第二

項及び第六十一条第五項において同じ。)とす

る。

(年少者の労働時間に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際旧法第八十条第三項

に規定する者を労働させることとしている使用

者については、同項第一号の規定に基づき旧法第三十二条の四第一項第一号の規定の例による対象期間として定められている期間(平成十一年三月三十日を含む期間に限る)が終了するまでの間、新法第六十条第三項第一号中「第三十二条の四及び第三十二条の四の二の規定」とあるのは、「労働基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)による改正前の第三十二条の四の規定」として、同項の規定を適用する。

## (紛争の解決の援助に関する経過措置)

第八条 平成十一年三月三十日までの間は、新法第一百五条の三第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第二百三十二号)第十二条第一項」とあるのは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第二百三十三号)第十四条」とする。

## (罰則に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為並びに附則第二条及び第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる事項並びに附則第三条の規定によりなお効力を有することとされる旧法第三十二条の四の規定に係る事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

第十一条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

## (検討)

第十一条 政府は、第三十八条の二の次に「を加える改正規定(第三十八条の四に係る部分に限る)」の施行後三年を超過した場合において、新法第三十八条の四の規定について、その施行の状況を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、新法第二百三十三条の命令で定める期間が終了するまでの間において、子の養育又は家族の介護を行う労働者の時間外労働の動向、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の施行の状況等を勘査し、当該労働者の福祉の増進の観点から、○当該労働者が時間にわたる場合には免除を請求することができる

(時間外労働に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(深夜業に関する自主的な努力の促進)

第十二条 国は、深夜業に従事する労働者の就業環境の改善、健

康管理の推進等当該労働者の就業に関する条件の整備のための

事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を促進するものとする。

## (船員法の一部改正)

## 第十三条 船員法(昭和二十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第一条乃至第十二条、第二百一十七条乃至第二百十九条」を「(昭和二十一年法律第四十九号)第一条から第十二条まで、第二百一十六条第二項、第二百一十七条から第二百十九条まで」に改める。

第十四条 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「行なう」を「行う」に、「第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、同条第三項中「第三十八条の二(第二項から第五項まで)」を「第二十八条の二(第二項及び第三項、第二十八条の三)」、「第三十九条第五項」を「第三十八条の四」に、「及び第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条の三」に、「第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、同条第四項中「基く」を「基づく」に、「前項」を「第三項」に、「第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 職員に関しては、労働基準法第三十二条の

二第一項中「使用者は、当該事業場に、労働

者の過半数で組織する労働組合がある場合に

おいてはその労働組合、労働者の過半数で組

織する労働組合がない場合においては労働者

の過半数を代表する者との書面による協定によ

り、又は」とあるのは「使用者は」と、同法

第三十四条第二項ただし書中「当該事業場

に、労働者の過半数で組織する労働組合があ

る場合においてはその労働組合、労働者の過

半数で組織する労働組合がない場合において

は労働者の過半数を代表する者との書面によ

る協定があるときは」とあるのは「条例に特別

の定めがある場合は」とする。

(最低賃金法の一部改正)

第十五条 最低賃金法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる

用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

一 労働者 労働基準法(昭和二十一年法律

第四十九号)第九条に規定する労働者(同居

の親族のみを使用する事業又は事務所に使

用される者及び家事使用人を除く。)をい

う。

二 使用者 労働基準法第十条に規定する使

用者をいう。

三 賃金 労働基準法第十一条に規定する賃

金をいう。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員

の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十六条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教

事業(「を加え、「第八条第一号から第十五号まで及び第十七号に該当しない官公署並びに」を「別表第一に掲げる事業を除く。」及び「に改める。」

第三条第一項中「直営事業」の下に「官公署の事業(「を加え、「第八条第一号から第十五号まで及び第十七号に該当しない官公署並びに」を

「別表第一に掲げる事業を除く。」及び「に改める。」



二 深夜業が家庭生活や健康等に与える影響を考慮し、将来における総合的なガイドラインの策定に資するため、主要業種ごとに労使による自主的なガイドラインが適切に設けられるよう、労使が参考とすべき事項を明らかにしつつ実態調査や労使の話し合いの場の設定等の労使の取組について必要な援助を行うこととし、深夜業の実効ある抑制方策について検討すること。

三 深夜業に従事する労働者の健康確保を図るために、労働者が自発的に受診する健康診断の費用を助成すること及びこれら自発的に受診した健康診断についてもその結果に基づく医師の意見を勘案して深夜業の回数の減少や作業の転換等の措置を講じなければならないこととするよう労働安全衛生法の改正を行い、必要な措置を講ずること。

四 休日労働について、回数等を含むガイドラインの設定などその適正化のための適切な措置について、中央労働基準審議会において、労使の意見を充分尊重しつつ、検討が行われるよう努めること。

五 新たな裁量労働制について、労働大臣が定める指針において対象業務や対象労働者の範囲を具体例をもって可能な限り明らかにすること。

なれば、この指針を定めるに当たっては、中央労働基準審議会において、労使の意見を充分尊重しつつ、合意が形成されるよう努めること。

六 有期労働契約について、反復更新の実態、裁判例の動向等について専門的な調査研究を行う場を設け検討を進め、その結果に基づいて法令上の措置を含め必要な措置を講ずること。

七 ILO条約第百三十八号(就業の最低年齢に

関する条約)の早期批准に向けて検討を急ぐこと。

官 報 (号 外)

平成十年九月四日 衆議院会議録第八号

第明治  
三  
十五年三月三十日  
可  
便  
物  
認  
可

發行所
二東下 番京一〇五 大四都港區一八四四五 藏省印刷局
電話
03 (3567) 4294
定価
(配本体 送一部 料一〇〇 別円)